

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和元年5月31日付けで行った、別紙記載の保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、別表に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、平成31年3月25日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「管理票に記録された私の個人情報 2014年1月以降 ○○、○○署に相談したもの 生安課、刑事課他」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項の規定に基づき、平成31年4月15日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和元年5月31日付けで本件開示請求について、文情第601号、同第602号、同第603号、同第604号、同第605号、同第606号、同第607号、同第608号及び同第609号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

ア 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和元年9月15日付け（審査請求書記載日付）で本件処分の取り消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。なお諮問庁の收受日は令和元年9月9日である。

イ 諮問庁は、審査請求書に押印、副本がなかったことから、令和元年9月13日付けで、審査請求人に審査請求書を返却し再作成を依頼した。

ウ 諮問庁は、令和元年9月24日に、審査請求人から審査請求書正本の提出を受けた。

エ 諮問庁は、審査請求書の副本が提出されていなかったことから、令和元年10月7日付けで法第23条の規定に基づき、審査請求人に対し補正を求めた。

オ 審査請求人は、令和元年10月15日付けで、諮問庁に対し、本件審査請求に関わる資料を送付した。

カ 諮問庁は、審査請求書の副本が提出されていなかったことから、令和元年12月11日付けで法第23条の規定に基づき、再度審査請求人に対し補正を求めた。

キ 諮問庁は、令和元年12月25日に、審査請求人から審査請求書副本の提出を受けた。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和2年3月18日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年6月11日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年8月6日、実施機関に対して質問を実施した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 不開示とした情報については、条例第17条に規定する不開示情報にそれぞれ該当することから、開示しないものである。

ア 警部補以下の職員の氏名、警部補相当職以下の職員の氏名及び非常勤職員の氏名
開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に

支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第3号及び第5号に該当するため。

イ 無線通話略号

無線通話略号は、通話内容の保秘等を図ることを目的としているため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるほか、警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号及び第7号に該当するため。

ウ 苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報

開示することにより、特定の事案に対し、警察職員が主体的に把握・判断した事項が明らかとなり、記録に基づく苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するため。

エ 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものであり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第17条第3号により不開示とする情報に該当するため。

また、開示することにより、記録に基づく苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するため。

オ 警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報

開示することにより他の公共機関との連携を妨げ、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当するため。

カ 内線電話の番号及びメールアドレス

開示することにより、警察の通常業務に必要な連絡や突発事案への対応等に著しく支障を来すおそれがある情報であることから、条例第17条第7号に該当するため。

(2) 条例第1条、第2条、第3条、第6条、第8条及び第11条は、開示請求に関わる不開示情報を定めたものではないことから、審査請求人の主張する条例違反については否認する。

そもそも、審査請求人が開示を求める不開示情報については、条例第17条において「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」旨が規定されている。本件処分の「開示しない情報」については、この条例第17条に規定する不開示情報にそれぞれ該当することから開示しないものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成26年1月以降に記録された審査請求人の相談に係る管理票21件である。

埼玉県警察苦情・相談取扱規程によれば、県民等から苦情・相談等があった場合に、その内容を警察情報管理システムに入力し管理票を作成する旨が規定されている。

管理票は、苦情・相談等の申し出の受理情報が記載された部分と、その後の処理状況が記載された部分が別様で構成されている。受理情報が記載された部分には、決裁欄のほかに、受理した警察職員の所属、階級、氏名や申出内容とともに申出人及び関係人の住所、職業、氏名等の情報が記載され、処理状況が記載された部分には、決裁欄のほかに、処理した警察職員の所属、階級、氏名や、処理内容として申出人や関係者から聴取した情報などとともに処理結果などが記載される。

審査請求人は、本件処分を取り消し、実施機関が不開示とした部分の開示を求めているので、当審査会では、本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 警部補以下の職員の氏名、警部補相当職以下の職員の氏名及び非常勤職員の氏名（以下「警部補以下の職員等の氏名」という。）の条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはで

きないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、警部補以下の職員等の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

(ア) 同号ただし書イの該当性について

同号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、ここでの検討対象である公務員の氏名に関しては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合が該当すると考えられる。

警部補以下の職員等の氏名は、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報等においても公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができるとはいえず、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 同号ただし書ロの該当性について

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するときに限り開示することとしている。これは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む、人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととするものである。この比較衡量に当たっては、個々の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、警部補以下の職員等の氏名を不開示にすることにより、現実には、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される

蓋然性が高いとする特段の事情も認められないことから、同号ただし書口に該当しない。

(ウ) 同号ただし書ハの該当性について

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、警部補以下の職員等の氏名は、公務員の職及び職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、警部補以下の職員等の氏名は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示情報については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもない。

イ 無線通話略号の条例第17条第5号及び第7号該当性について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。本号の趣旨は、公共安全と秩序を維持することは県民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報について、不開示とすることを認めるものである。

実施機関によると、警察無線とは、事件・事故に係る最新情報を警察全体で共有するための重要な通信手段であり、そこで通話される内容は捜査上の秘密等の警察関係者以外に把握されてはならないものである。そこで、通話される用語を無線通話略号に言い換えて、略号の意味を知らない者に対して不明な情報にすることで、通話内容を警察関係者以外に把握されないようにしているとのことである。

これらのことから、無線通話略号が公になった場合、警察無線を傍受されると捜査等の手段、方法及び体制等の把握が容易となり、違法な行為を企図する者が捜査等の妨害及び証拠の隠滅を図ることが可能となり得、警察無線を手段とした緊急性

が求められる捜査等が円滑に行えなくなるなど、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張には合理性が認められる。

したがって、無線通話略号は、開示することにより、犯罪の予防等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報として、条例第17条第5号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示情報については、上記のとおり条例第17条第5号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第7号該当性については判断するまでもない。

ウ 苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報の条例第17条第7号該当性について

実施機関の言う「苦情・相談業務に支障を及ぼすおそれのある情報」とは、その主張の趣旨から、「開示請求者と応答をした実施機関の職員が主体的に把握・判断した事項に係る情報」を指すものと解される。

当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、開示請求者と応答をした実施機関の職員の主観的な評価又は印象が記載されている。こうした情報を開示することとなれば、今後、実施機関が本件と同様の管理票を作成するにあたって、職員が率直かつ具体的な記載を避けることとなり、詳細かつ正確な情報を組織的に把握することが困難になるという実施機関の主張は首肯できる。

したがって、当該不開示情報は、開示することによって当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

ただし、当該不開示情報のうち、別表に掲げる情報については、実施機関の職員の主観的な評価又は印象を記載したものであっても、事実を表わすことと変わらない程度の情報に過ぎないため、開示すべきである。

エ 開示請求者以外の個人（警部補以下の職員等の氏名を除く。）に関する情報の条例第17条第3号該当性について

本件対象保有個人情報は、警察職員が確認した開示請求者以外の個人の氏名・連絡先等、あるいは、事案を処理するために開示請求者以外の当事者から聴取した内容等の記録を含んでいる。当該記録を見分したところ、開示請求者以外の特定の個

人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と認められ、かつ、条例第17条第3号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する事情は認められない。

したがって、開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

オ 警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報の条例第17条第7号該当性について
実施機関の言う「警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報」とは、その主張の趣旨から、「他の公共機関職員から警察に対し提供された情報に係る記録」のことを指すものと解される。

条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、他の公共機関職員から警察に対し提供された情報に係る記録であって、開示されると他の公共機関と警察との信頼関係が崩れ、他の公共機関からの協力が得られにくくなるなど、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示情報は、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

カ 内線電話の番号及びメールアドレスの条例第17条第7号該当性について

警察法（昭和29年法律第162号。）第2条第1項によると、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」されており、警察業務の特異性を鑑みると、内線電話の番号及びメールアドレスを開示することにより、悪意をもつ者による誹謗中傷や警察活動の妨害を目的とした電話、

あるいは、メール送信が可能となり得ることから、業務に必要な連絡や突発事案への対応が困難となるなど、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張には、合理性が認められる。

したがって、内線電話の番号及びメールアドレスは、開示することによって警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 条例第1条、第2条第1項、第4項及び第5項、第3条、第6条第1項及び第3項第6号、第8条及び第11条第2項第1号違反について

審査請求人は、本件処分が、条例第1条、第2条第1項、第4項及び第5項、第3条、第6条第1項及び第3項第6号、第8条及び第11条第2項第1号に違反していると主張するが、これらの条項は、条例の目的、定義、県の責務、個人情報の取得の制限等、正確性の確保及び利用及び提供の制限について定めたものであって、開示・不開示の判断基準を定めたものではない。不開示情報については、条例第17条において規定されていることから、本件処分における「開示しない情報」は、この条例第17条に規定する不開示情報にそれぞれ該当するため開示しないものである。

なお、審査請求書に関わる資料及び反論書の記載内容から、審査請求人は、自分の相談が警察においてどのように扱われたのかについて知りたいと主張しているように思われるが、本件においては、審査請求人の知りたい情報であっても、条例の定めるところにより不開示の是非を判断するほかない。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会では、本件処分における不開示情報の不開示情報該当性を検討するため、本件対象保有個人情報の全てについて、実施機関が作成した本件処分に係る部分開示決定

通知書とともに確認したところであるが、部分開示決定通知書の開示しない情報に記載された部分が本件対象保有個人情報のどの部分に該当するのか、直ちには判断できない状況であった。

これは、不開示情報が対象文書に多数散在していて、個別の理由の提示が困難な場合、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することは条例の運用において認めていることから、本件対象保有個人情報について、同種・類似の事項をまとめて理由を記載する方法を取ったものと考えられる。（「埼玉県個人情報保護条例の解釈と運用（平成31年4月埼玉県）」参照。）

ところで、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条による理由の提示は、不開示情報該当性の判断において、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申し立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して開示しないこととされたのか、部分開示決定通知書の記載自体から知り得るものでなければならない。

そうすると、不開示情報が多数散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合であったとしても、まとめて理由を記載する同種・類似の事項が複数存在するような場合には、不開示とした情報のどの部分が、どの同種・類似の事項に該当するのかを示さなければならない。実施機関においては、今後、理由提示を求める手続条例の規定の趣旨を踏まえ、全部又は一部の不開示決定を行う際に留意すべきである。

上記の点に加えてさらに、以下の点を指摘しておかなければならない。すなわち、本件処分に付された理由の一部は極めて不十分なものであった。

第一に、警部補以下の職員の氏名、警部補相当職以下の職員の氏名及び非常勤職員の氏名が開示とされているところ、理由の一つとして、「当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから」条例第17条第5号に該当するということが挙げられている。しかし、警部補以下の職員等の氏名の開示と、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護の支障との間の因果関係が不明であり、なぜ条例第17条第5号に該当することになるのか、審査請求人にとっては理解が困難

であろう。これでは、「処分の理由を相手方に知らせて、不服申し立ての便宜を図る」という理由提示を求める手続条例の規定の趣旨の一つが全うされたことにはならない。当該情報が条例第17条第3号に該当することは明らかであるため、不開示としたこと自体は妥当であるが、今後、理由提示を求める手続条例の規定の趣旨を踏まえて、十分な理由を提示するよう留意すべきである。

第二に、開示請求者以外の個人に関する情報が不開示とされているが、ここでも、理由の一つとして、「開示することにより、記録に基づく苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから」条例第17条第7号に該当するということが挙げられている。しかし、これは、条例第17条第7号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」という文言を繰り返しているにほぼ等しく、上記した、理由提示を求める手続条例の規定の趣旨が二つとも全うされないおそれがある。当該事務・事業の性質がどのようなもので、不開示とされた情報が開示されると、どのようなメカニズムによって当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのか、記載された理由自体から明確に理解できるものでなければならない。もっとも、当該情報も条例第17条第3号に該当するため、不開示とした結論自体は妥当であることから、本件処分の適法違法を左右するものではない。

第三に、苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれがある情報が不開示とされている理由として、「特定の事案に対し、警察職員が主体的に把握・判断した事項が明らかとなり、記録に基づく苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれあることから」条例第17条第7号に該当するとされている。しかし、「主体的に把握・判断した」とはどういうことなのか、不開示とされた情報を実際に見分して実施機関の説明を受けるまで、当審査会には理解できなかつた。そうすると、不開示とされた情報を閲覧することができない審査請求人には、到底理解できないであろう。したがって、当然のことながら、当該情報が開示されると、なぜ「苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼす」ことになるのかについても不明なままであることになる。記録に基づく苦情・相談等業務の性質はどのようなものなのか、そして、不開示とされた情報がどのようなもので、それを開示すると、苦情・相談等業務の性質からなぜその適正な遂行に支障を及ぼすことになるのかについて、理由自体から読み取れるような説明を理由として提示すべきである。

第四に、警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報が不開示とされている理由として、「開示することにより他の公共機関との連携を妨げ、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから」条例第17条第7号に該当するものとされている。これについても、不開示とされた情報がどのような情報で、これが開示されると、事務・事業のどのような性質に基づき、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのか、提示された理由を見ただけでは全く不明である、という問題がある。

上記の点については、最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁、最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁等の最高裁判例の求める提示すべき理由の程度に鑑みると、実施機関において、より詳細な理由の提示をするよう留意すべきであった。

しかし、理由提示を求める手続条例の規定の趣旨のうち、行政庁の判断の慎重さの確保という点については、当審査会の審議の過程で行われた実施機関からの説明及び実施機関への質問の実施により、開示すべき一部を除き、実際には充足されていると判断できた。もう一つの、処分理由を相手方に知らせ不服申し立ての便宜を図るという点について考察すると、本件では、審査請求人は、本件処分によって開示された保有個人情報を読覧しておらず、したがって、不開示となった部分を確認することなく本件審査請求の申し立てをしたという特殊な事情があること、さらに、審査請求人は、不開示となった情報が条例第17条の何号にいかなる理由で該当すると判断されたのかを知りたいのではなく、自己の相談がどのように扱われたのかを知りたいために本件審査請求をしたと思われることを考慮すると、本件においては、処分時において不服申し立ての便宜が図られるための十分な理由が提示されていたとしても、審査請求人が提示された理由に対して実質的に争うことが期待できなかつたであろうと考えられる。

そこで、本件ではこの点は不問に付すこととする。このような扱いはかなり特殊なものである。今後は、実施機関において、提示すべき理由を、理由提示を求める手続条例の規定の趣旨に照らして、十分に記載するよう留意すべきである。

(答申に関与した委員の氏名)

桑原 勇進、馬場 里美、山本 宜成

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 3 月 1 8 日	諮問（諮問第 1 6 2 号）を受け、弁明書の写しを受理
令和 2 年 6 月 1 1 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 2 年 7 月 1 6 日	審議
令和 2 年 8 月 6 日	実施機関への質問の実施及び審議
令和 2 年 9 月 1 0 日	審議
令和 2 年 1 0 月 1 5 日	審議
令和 2 年 1 1 月 2 6 日	審議
令和 2 年 1 2 月 1 7 日	答申

別紙

【本件対象保有個人情報】

- 1 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 2 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 3 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 4 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 5 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 6 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 7 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 8 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 9 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 10 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 11 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 12 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 13 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 14 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 15 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 16 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 17 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 18 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 19 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 20 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)
- 21 管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)

別表

開示すべき部分		
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	4枚目	処理経過欄 1 4行目 4文字目～7文字目
	5枚目	処理経過欄 6行目 9文字目～10文字目
		処理経過欄 1 1行目 8文字目～20文字目
	1 1枚目	処理経過欄 2 3行目 9文字目～12文字目
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	8枚目	処理経過欄 4行目 28文字目～30文字目
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	4枚目	処理経過欄 2行目 4文字目～8文字目
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	50枚目	処理経過欄 9行目 8文字目～10文字目
		処理経過欄 1 2行目 36文字目～38文字目
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	1 5枚目	処理経過欄 1 4行目 3文字目～6文字目
		処理経過欄 2 2行目 19文字目～22文字目
	1 6枚目	処理経過欄 2 2行目 7文字目～10文字目
	2 3枚目	処理経過欄 8行目 6文字目～11文字目
	2 4枚目	処理経過欄 8行目 6文字目～11文字目
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	2 7枚目	処理経過欄 2行目 13文字目～16文字目
管理票 (県一連番号〇〇-〇〇)	1 3枚目	処理経過欄 1 9行目 5文字目～8文字目